



「学校いじめ防止対策基本方針」

我孫子市立我孫子中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

～文部科学省HPより抜粋～

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者（機関）との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための措置

（1）いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり

学校の重点目標の一つに「思いやりの共同体」の学舎の構築（いじめのない学級づくり、安心して学べる学級・学年・学校づくり）を掲げ、いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりを行い、思いやりの心を持って行動する生徒の育成に組織的に取り組む。

（2）生徒指導の機能を生かした授業の推進と体験活動

自己決定の場を授業に設けたり、互いに意見を交わして尊重し合う場を設けたりするなど授業を工夫する。また、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（3）豊かな人間関係づくりプログラムの実施と人権集会の実施

互いの立場に立って心情を推しはかり、自分自身の言動を振り返りソーシャルスキルが向上するよう、全学年で取り組む。また、いじめによりどのように人権が損なわれるのかを心に刻むため人権集会を開催する。

（4）いじめ防止のための研修

教師自身が、人権感覚を身に付け、いじめられる側の気持ちを知り、いじめの撲滅

のために生徒にどう接し指導していくかについて研修を深める。



3 いじめ早期発見，早期対応のための措置

- (1) 学校独自アンケート調査（年2回）
- (2) 我孫子市独自アンケート調査（年2回）
- (3) WebによるQ-U検査の活用（年2回）
- (4) 相談箱の設置
- (5) いじめ相談窓口の設置と周知

スクールカウンセラー・心の相談員・教頭を中心として生徒及び保護者が相談できるように体制をつくり周知する。

(6) その他

ア いじめなどの行為について，教師のアンテナを高くする。休み時間などでも，生徒だけの空間をつくらないよう工夫する。

イ 電子メール，インターネットなどで行われるいじめを防止するため啓発活動として，情報モラル集会等を生徒や保護者に向けて行う。

ウ いじめ防止のために，生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生徒指導部会

構成員：生徒指導主任，各学年生徒指導担当，養護教諭，教頭

開 催：週1回

活 動：いじめなど校内の諸課題に関して，情報収集・交換と対策を協議する。

(2) いじめ防止対策委員会：いじめの防止等を実効的に行う

構成員：校長，教頭，教務，生徒指導主任，学年主任（当該），担任，養護教諭，長欠担当，スクールカウンセラー，心の教室相談員
教育相談センター担当者

開 催：いじめ事案発生時に緊急開催する。

活 動：いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
いじめ防止に関すること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

5 いじめ防止対策年間計画

月	教科指導など	アンケート	教育相談	特別活動	行事	その他
4	<u>道徳</u> ・思いやりの心・相手を思いやる心の育成。			メディアリテラシー向上集会		保護者会
5	・人間関係づくりプログラムの実践。	学校独自アンケート				
6	<u>社会科(3年)</u> 人権学習 学級指導	我孫子市独自アンケート Q-U 検査 市アンケート	教育相談			PTA・生徒CG作戦
7	・集団生活を営むための基本的な態度の育成と集団づくり。				人権作文応募(3年)	保護者会 外部講師による講演
8						
9	<u>保健体育</u> ・チーム競技の指導を通して、相手を思いやる気持ちを育む。					
10	<u>総合的な時間</u> ・情報リテラシー能力の育成。		教育相談	人権意識向上全校集会		
11		我孫子市アンケート Q-U 検査 アンケート	教育相談			
12	<u>学校行事</u> ・校外学習、宿泊行事の指導を通し集団生活をよりよくするマナーなどを身に付ける。	いじめ追跡調査		メディアリテラシー向上集会	人権週間の取り組み	保護者会 学校評価アンケート
1		学校独自アンケート				
2		いじめ追跡調査				
3						保護者会 外部講師による講演



6 いじめに対する措置

(1) いじめ認知後の流れ

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

(2) 重大事態発生時の対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を我孫子市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 担任、その他の職員の役割

(1) 担任の役割

当該生徒（被害者・加害者）とつながる人間関係を活用し、生徒や保護者の支援・指導にあたる。一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と協力していく。

(2) その他の職員（生徒指導主事を中心に）

当該学級生徒、学年生徒、全校生徒の内面の心情の理解に努め情報の収集・他生徒の指導にあたり、全職員が同じ意識で取り組む。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

○令和5年2月7日に、文部科学省から「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知がありました。通知内容は4点です。その中で学校は、いじめ対応における児童生徒への指導・支援の充実とともに、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないこと等にかかれています。（詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。）

○文部科学省HP URL

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf



